

条 例 見 直 し 調 査

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県消費生活条例		
条 例 番 号	昭和 55 年神奈川県条例第 1 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	県民部消費生活課		
条 例 の 概 要	消費者の権利を確立し、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活の推進に資するため、県民の消費生活に関し、県及び事業者の責務を明らかにし、県が実施する施策の必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地方の消費者行政の充実強化が求められている中で、本条例は、消費者被害の速やかな救済のために必要な助言及びあっせんを行い、また営業行為等について不当な取引行為を行っている事業者に対し指導及び勧告を行う根拠となるものであり、現在においても必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例に基づき、消費者被害の速やかな救済のために必要な助言及びあっせんや、消費者被害未然防止のための情報提供、営業行為等について不当な取引行為を行っている事業者に対する指導及び勧告を行っており、消費者被害の未然防止や、深刻化する消費者被害を救済するために有効に機能している。	条例運用実績 勧告件数(第 13 条の 4) ...18 年度 3 件、19 年度 5 件、20 年度 11 件 相談件数(第 22 条) ... 18 年度 9,182 件、19 年度 8,547 件、20 年度 7,506 件
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	禁止している不当な取引行為は、県民が消費生活を侵害されない権利等を確保するため必要な内容である。また消費者被害の救済の申出に対しては、市町村とも連携し、効率的に対応している。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、「神奈川県構想・実施計画」に掲げる「消費者被害などの未然防止と救済」の内容に即したものであり、県の基本方針に合致したものである。	
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	憲法及び消費者安全法、その他消費者関連の法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無